

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

日時：令和3年2月24日（水）午前10時～

場所：都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答 申

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

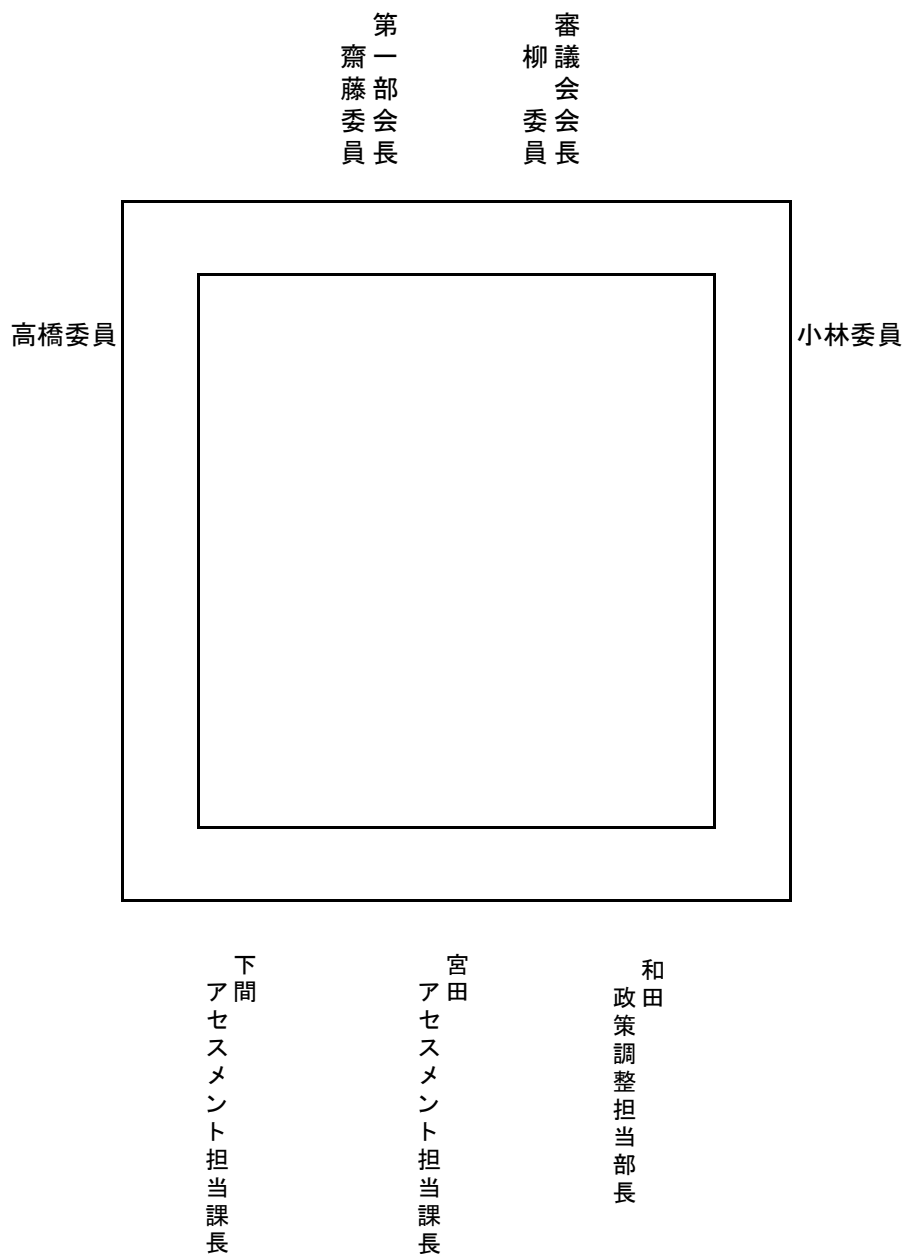
資料1 「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 座席配置

日時：令和3年2月24日（水）午前10時～

場所：都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A



【テレビ会議による出席者】

第二部会長 坂本委員

荒井委員 池邊委員 池本委員 奥委員 日下委員 小堀委員

寺島委員 袖野委員 宮越委員 宗方委員 森川委員 保高委員（13名）

資料 1

令和3年2月24日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 坂本 慎一

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年9月30日に「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い、施工時期の重複による工事用車両の特定の走行ルートへの集中や他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業は、工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えないよう工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講ずることとし、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。

【風環境】

本事業では、西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し検証を行うこと。

【景観】

計画建築物は、新宿駅前に位置しており公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2年 9 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 2年 10 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 2年 12 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 1 月 22 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 2 月 19 日	・総括審議
審議会	令和 3年 2 月 24 日	・答申

受 理 報 告 (2 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業事後調査報告書(工事の完了後)	令和2年12月25日
	新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書(工事の施行中その1)	令和3年1月18日
2 変 更 届	(仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(施工計画の変更について)	令和3年1月20日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称) 芝浦一丁目建替計画	令和3年1月14日

1月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年1月27日

■変更届

事業名：大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

事業者名：三菱地所株式会社

項目	助言事項	事業者回答
大気汚染	<p>1 建設計画がより具体的になるとともに、予測に関わる建設機械・工事用車両の内容や台数を丁寧に見直し、同時に関連するパラメータも更新されています。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値が変更前より軽減されているのは良いことですが、寄与率が高く、環境基準を超えている値であることは変わりませんので、工事期間においては引き続き環境保全に向けた取り組みを続けていただければと思います。</p> <p>熱源施設からの NOx 排出量が小さくなりましたが、計画が具体化される中で出力が計画時より少なくなったからなのか、それともより低公害の仕様のものを選択した結果なのかどちらでしょうか。</p>	<p>変更後の日平均値の年間 98%値は、換算式が更新されたため、変更前と比較して低くなっています。</p> <p>なお、変更前、変更後ともに NO2 の日平均値の年間 98%値は環境基準を上回っているため、最新の排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の効率的な稼働等の環境保全のための措置を可能な限り実施し、影響の低減に努めます。</p> <p>熱源施設については、計画の具体化に伴い、ボイラの種類をより効率的な機械（炉筒煙管→潜熱回収）を選定したため、NOx 排出量が変更前より少なくなりました。</p> <p>また、小型ボイラを複数設置する計画となったことから、季節ごとの需要に合わせて、稼働台数を調整することで、より効率的な運用を行い、環境負荷を低減できる可能性があるものと考えています。</p>

<p>大気汚染</p>	<p>2</p>	<p>p. 90 で NO2 が環境基準を超過するのですが、変更前後でバックグラウンドが下がっているのに寄与率が高くなるのはその要因もあると思いますが、年平均値が高くなっているのに日平均値の年間98%値が低くなっているのは換算式が異なっているためでしょうか。バックグラウンドが下がっているのに年平均値が高くなっていることから環境負荷はそれなりに高くなっていると感じます。その対応として、最新機種の使用、集中稼働の回避、効率的な稼働、アイドリングストップ等の定性的な措置についておそらく変更前と同じ記載がなされていますが、定量的に数値が高くなっていることが明らかなので定量的な対策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>変更後の日平均値の年間98%値は、換算式が更新されたため、変更前と比較して低くなっています。</p> <p>今回の変更で建物の延床面積は変更前が約 680,000 m²、変更後が 742,000 m² と約 9%の増加となりました。建物の延床面積の増加に伴い、可能な限り建設機械の稼働台数の見直しを行い、汚染物質排出量が最小限となるよう調整いたしました。その結果、工期は6ヶ月延長となり、汚染物質排出量は変更前が 11,826.4m³/年、変更後が 12,233.4m³/年と約 3.4%の増加となりました。</p> <p>汚染物質排出量が増加した要因は、汚染物質排出量が多い建設機械の稼働時期が重なったことです。そのため、実際の工事を行う際には、最新の排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の効率的な稼働等の環境保全のための措置を可能な限り実施し、影響の低減に努めます。</p>
<p>大気汚染</p>	<p>3</p>	<p>当該地区は他の条例アセス規模の事業が複数あり、複数工事の工事関係車両が通行する可能性も考えられ、情報を共有し、より具体的な対策をしっかりと講じる必要があるのではないのでしょうか？周辺事業との建設工事に関する協議ではどのような検討が行われているのでしょうか。</p>	<p>他事業との工事調整について、現在、A・C棟、D棟の工事を行っていますが、計画地周辺の道路で工事用車両の走行に伴う交通渋滞等は確認されていないため、現状は他事業との協議体はなく、工事調整は行っておりません。</p> <p>なお、現在、建設工事が実施されている八重洲方面（外堀通りの南方面）について、アセスでは工事用車両の走行台数を全体の約 20%の想定としていましたが、現在は想定よりも更に工事車両の走行台数が少なくなるよう配慮しています。</p> <p>また、今後、建設工事が予定されている日本橋方面（永代通りの東方面）の事業、計画地に隣接する開発事業、首都高地下化事業について、アセス図書等で事業内容を確認しています。特に計画地近傍で工事が実施される隣接する開発事業、首都高地下化事業については、工事期間が重複し複合的な影響の可能性も考えられることから、必要に応じて情報共有等を行い、可能な限り環境負荷の低減に努めます。</p>

騒音・振動	1	<p>この変更によっても騒音・振動の影響評価の結論が変わらないのは、妥当だと思えます。ただ、工事用車両が走行する道路の一部は現況でも騒音の基準値を超えているため、車両走行に伴う騒音の低減に常に留意して下さい。</p>	<p>現在、A・C棟、D棟の工事を行っていますが、工事用車両に対する環境保全のための措置を適切に実施しています。今後も引き続き工事用車両に対する環境保全のための措置の適切な実施に努め、影響に留意しながら、事業を進めて参ります。</p>
日影	1	<p>常盤橋公園は今回の変更により更に日照時間が減り、年の半分は日照時間が得られない状況となりました。近隣公園の環境が悪化した分を補う豊かな外構計画にさせていただければと思います。</p>	<p>常盤橋公園における計画建築物による日影時間について、変更前は夏至日で約3時間40分、春秋分日で約4時間20分、冬至日で約5時間となっていました。変更後は夏至日で約3時間40分、春秋分日で約5時間10分、冬至日で約5時間50分となり、夏至日の日影時間に変化はありませんが、春秋分日及び冬至日で約50分増加します。</p> <p>本計画では計画地の敷地中央の大規模広場をイベント利用特化型の広場計画から、緑と水に囲まれた豊かな広場計画とし、日本橋川沿いは、常盤橋公園の連携にも意識した計画へと深度化を図っております。また、新たに計画したホール屋上部にも豊かな屋外空間を創出しました。今後も一層豊かな外構空間へと検討深度化を図ります。</p>

事業名：(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業
 事業者名： 三田三・四丁目地区市街地再開発組合

項目	助言事項		事業者回答
騒音・振動	1	<p>この変更によっても騒音・振動の影響評価の結論が変わらないのは、妥当だと思います。ただ、工事期間が20ヶ月延長になることから、地域住民とより一層の円滑なコミュニケーションを図って下さい。</p>	<p>計画地周辺の三田中学校、普連土学園中学校・高等学校および御田小学校、ならびに、計画地の住宅棟が含まれる予定の三田台町町会に対して、現場工事担当者が毎月訪問し、工事の月間工程表を事前にご説明して、ご質問等にお答えするなど、適切なコミュニケーションを図っています。</p> <p>また、地元の方々などからの問い合わせ等については、現場工事担当者が適切に説明・対応を行っており、それらの結果については、関係者が出席する全体調整会議の場で報告して、情報共有を図っています。</p> <p>今後ともこれらの施策を引き続き実施する中で、今回助言をいただいたことを念頭に、地元の方々とより一層の円滑なコミュニケーションを図ってまいります。</p>

事業名：福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業
 事業者名：羽村市

項目	助言事項		事業者回答
全体	1	<p>事業期間が長期にわたることで、近隣の他の開発事業と時期が重なることがある場合には、よく調整を行い、環境負荷が増幅しないように配慮ください。</p>	<p>羽村市においては、現時点で本事業以外の都市計画事業等による開発事業の予定はありませんが、事業推進に当たっては、これまでと同様に関係権利者への丁寧な説明を行いながら、引き続き環境負荷の低減に努めてまいります。</p> <p>なお、羽村駅西口土地区画整理事業は、平成15年4月に当初事業計画を決定し、以降、平成26年度までは、本事業の骨子となる換地設計等、関係権利者との調整に時間をかけるとともに、事業計画の変更手続きなどを中心に進めてきたところで、平成27年度から本格的に道路等の築造工事や宅地造成工事などに着手しております。</p>
	2	<p>各項目の影響評価は変わらないということですが、工事期間が15年も延長になることから、地域住民と円滑なコミュニケーションを図り、良好な関係を維持しながら事業を進めて下さい。</p>	

2月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年2月24日

■事後調査報告書

事業名：新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書（工事の施行中その1）

事業者名：浅川清流環境組合

項目	助言事項		委員
土壌汚染	1	除去した掘削土の深度についても記載が望ましい。例えば、B-4-2 に対してどの深度まで汚染土を除去したのかの記述があれば、汚染土に対して適切に対応がなされたと第三者が客観的に判断しやすいと思われる。	齋藤委員
	2	土壌汚染対策の基本は汚染土への対応ですが、『可能な限り』汚染の原因についても『意識した』対応をお願いしたい。一般に、原因の追求は困難ですが、原因が分かれば汚染の広がりや程度を予想できる場合もある。今回の場合、周辺にも汚染が広がっている可能性も否定できないので、今後も定期的な地下水のモニタリングとともに、汚染の原因についても『意識して』対応していただきたい。	齋藤委員
水循環	1	事業の影響による地下水位の低下はまだ回復しておらず、引き続き地下水位の経過確認が必要であるとのこと、引き続き、地下水位の経過確認を適時実施いただければと思います。	袖野委員
その他	1	調査結果の多くは2年前以上前のものであり、また、当該施設はすでに供用開始されていて事後調査報告書の提出スケジュールが遅いように感じます。	池本委員

■変更届

事業名：(仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

事業者名：東京都、三井不動産レジデンシャル株式会社

項目	助言事項		委員
施工計画		p.9では「工種、工法、施工規模に変更はない」と記載されていますが、住宅棟の盛土・外構工事や商業棟の仕上・設備工事、盛土・外構工事が1年以上にわたって追加で発生しており、工事の規模が大きくなっているように見えますが、変更がないということをもう少し具体的に説明していただけますでしょうか。	池本委員